

カエサルの遺産相続人としてのオクターウィウス

S・B・ブラウン

西欧文明における独裁者の極頭の問題は興味あるものだ。屢々素姓微賤の人々が極端な富豪権勢の地位にのぼつたことがある。現代ではヒットラー、ムッソリーニ、ナポレオン、等が顯著な例だ。古代にはキエーロス大王、アレクサンドロス及びオクターウィウスがいる。

これらの人々が如何にして微賤から名声をかち得たかと云う問題は実に複雑だ。無論多くの要素が彼の成功に役立つたが、確かに彼等の権力獲得の経済面が極めて重要である。金は力であり、それがなくんば誰しも政治や世俗的な名譽の分野で偉業を成就し得ない。これらの貧しき人々が、軍隊をおこし、政治家を買収し、人類を支配するに必要な莫大な資金の支配力を何処から獲得したのであるうか。オクターウィウス・アウグストゥスの場合には有用な若干の証拠がある。古代西欧世界の支配者としての彼の経歴は母方の伯父エリウス・カエサルの財産相続人として始まつた。この財政的援助、

この最初の金銭上の踏石がなかつたならば、今日彼の名前は知られていないであろう。わずかに十九歳の一生徒が、政治的買収によつて獲得され、且つその当時ローマにおける最上の権力者たるマルクス・アントニウスによつて羨望された莫大な財産の支配権を得ることは容易ではなかつたが、ただこの成功こそがアウグストゥスをして栄光への道を歩ましめたのである。

カエサルが紀元前四年三月十五日に暗殺されたとき、オクターウィウスは十九歳で、アポローニアにある学校に入つていた。ディオン、ニコラーオス及びブルータルコスによれば彼はブルンデイシウムに到着する迄伯父の相続人として指名されていたことを知らなかつたけれども、直ちにローマに向つて出發した。^①オクターウィウスはそのとき相続受諾に強く反対の忠告を受けたが、子供の生命を氣遣つた母の涙を振りきつてローマに行き、伯父の財産を要求することに決めたとき、キケローは云つてゐる。^②

カエサルの遺産相続人としてのオクターウィウス（ブラウン）

七七

彼がローマについたとき、すべてが大混乱に陥つていた。まずマルクス・アントーニウスが既にカエサルの財産の多くを握つて了つていた。暗殺の後、アントーニウスは彼自身カエサルの遺産相続人にされていたと思つた。又それにはさう信すべき理由がある。プルタルコスによるとカルプルニア（カエサルの妻―訳者註）は暗殺の夕方保管のために四〇〇〇タレントに及ぶ現金と一緒にカエサルの書類をアントーニウスに渡した。再びプルタルコスは「キケロー」の中で、アントーニウスがオクタウィウスの財産から差押えた額を二五〇〇〇〇ドラクマと云つてゐる。これは四〇〇〇タレントにほぼ等しいであろう。アッピアーノスも又アントーニウスが貨幣を家へ送らしめたと云う事実を述べてゐる。^④

大敵が三月十七日元老院によつて發表されたとき、アントーニウス及び彼の党派はカエサルの遺言状が公表されるべきであると要求した。その動議がとりあげられ、遺言状は同日夕方に見られた。^⑤このことはローマ史におけるその時期を扱う殆んどすべての古代の作家によつて言及されている。^⑦それらの説明には殆んど意見の相違がないので、遺言状が次の如く読まれたと結論しても間違はない。即ちユリウス・カエサルよりガイウス・オクタウィウスへは財産の四分の三、クイントゥス・ペディウス及びルキウス・ピナリウスには合せて財産の四分の一、各ローマ市民にはそれぞれ三

〇〇セステルティウス、ティベリウス河畔にある庭園は公園とさるべきである。デキムス・ブルートゥス及びマルクス・アントーニウスは第二相続人即ち相続人の死或は拒否の場合に相続する人であること。他の第二相続人についての言及はあるが、特定の名前はあげられていない。^⑧

カエサルの財産の正しい評価を確定することは出来ないがすべての財産家と同様、彼は現金では財産のごく一部しか持つていなかった。恐らく彼の死のときローマにもつていた現金の総額は、保管のためにカルプルニアによつてアントーニウスに渡された、既に言及された二五〇〇〇〇セステルティウスであった。アントーニウスはこの額を保管し、自己の目的のために使用したと、アッピアーノスは云つてゐる。「ところで私のところへ移された金銭に関しては君が推測する程多額なものではないし、私のところには今は何も無いのだ。」この外にカエサルがバルティア戦争を見越して東方に送つていたある額の貨幣があつたかも知れないが、この額に関して大家の間では意見の一致がなく、ともかく額を評価することは不可能である。^⑩これ以外、所領からの現金徴収を除けば、カエサルの財産の多くは不動産の形をとり、又銀行家や他の人々への貸付金であつた。カエサルの不動産保有量を確める若干の試みがなされたが、その唯一の結果は少数の断片的な論及に過ぎなかつた。その

ことは保有量が広範囲に亙つていたことを示めすものである。

オクターウィウスは遺産相続要求のため五月のはじめローマについた。^⑭彼は必要な手続をすましたためにマルクスの兄弟である法務官ガイウス・アントーニウスの前に現われた、とアッピアーノスは述べている。その説明によるとオクターウィウスに対し元老院がカエサルを圧倒者であり、悪徒と宣言することを差控えているのは全くアントーニウスの仲介によること及びこの点でオクターウィウスはアントーニウスに感謝すべきである、と話された。更に一般に考えられていたより額が少なかったため、暗殺の夕方カルプルニアがマルクスに渡した金額以外何も残っていないと、彼は告げられた。兄のために法務官はカエサルが多くの手形を負い、彼の財産を受領することとはこれらの負債に対する責任を引き受けることを意味すると更に忠告した。論議は続き、法務官はオクターウィウスがおとなしくしているように助言した。オクターウィウスはこれに対して非常に怒つた。彼は財産を受領し、不倶戴天の敵アントーニウスに挑戦した。^⑮

この説明からしてオクターウィウスは伯父の財産から、たとえいくらかの現金を受領したとしてもとるに足らぬものであつたと考えられる。^⑯他方彼は各ローマ市民に対して三〇〇セステルティウスづつの義務を人民に負うたのである、このような環境の下では、非常に若い人々は本当に圧倒されて了つたであらう。しかしオクタ

ウィウスはかかる逆境に一つ大きな機会を見出した。若し彼が伯父の不動産を売り、人民に対する支払が出来さえすれば、直ちにローマにおける人気者となり、市民によつて、大いに愛好されたであらう。勿論彼の行為はあらゆる方面から支持され、遭遇せる困難は当然アントーニウスの不法行為に帰せられることが出来たであらう。これが有名になつた彼の唯一の機会であり、公的生涯に入る契機であつた。^⑰

人民の支払に必要な額は約二二五〇〇〇ドラクマ即ち九〇〇〇〇〇〇セステルティウスであつた。アッピアーノスによると彼は直ちにその額を籠んがためにカエサルの所領、更に家族の私有財産までも競売に附したが、勿論このことは都市におけるその若者の非常によき宣伝になつた。^⑱救過間のうちに彼は成功を取め、ウェーヌス・ゲネトリックス祭に伯父の霊のために用ひ競技を催し、人民への贈与を数え上げた。^⑲ある意味でそれは若き独裁者の最初の公的行為であつた。

伯父の不動産の売却によつてあげられた貨幣のいか程が競技の開催及び市民への贈与の後、残つたか知られない。しかし八月末にオクターウィウスは貨幣と食糧を積んだ一隊の駈列を率いて、ローマを去りカムバーニアに向つたことが知られているので、^⑳恐らくこれらの振舞を貨幣の一部ですませたであらう。オクターウィウスは用

務でローマを去り、カエサルがローマ以外に所有していた若干の財産を処分する積りであつたと、そのとき述べた¹⁹⁾。しかし彼が実際になした事柄は全く別のものであつた。何故なら、オクターウィウスはカムペーニアに入り、そのとき兵士を雇つたことをキケローの書翰から知られているからである。更にキケローは別の一節で、その若者が一つの軍隊をおこしたことにワルローは驚き、立腹したと述べている。確かに彼はかかる行為をする政治的理由も権利ももつておらず、このときのオクターウィウスの行為を後程弁護したキケローは、彼が財産保護のためにこの小軍隊をおこしていたのだと不明瞭な弁明を述べることが出来たに過ぎなかつた。彼は自己防衛を行つていたので述べている²⁰⁾。

此處で重要な点はオクターウィウスが先ず伯父の財産から得た資金をもつて軍隊をおこしたことである。彼はその兵士をもつて身を守るに必要な親衛隊と呼んだが、勿論急迫せる内乱にそれをを用いようとしていた。少くとも事實に關する限り、彼がそれから後すぐ共和国防衛の際にこれらの私兵を用いたこと及び彼がそのとき単なる一市民であつたに拘らずその年の末に元老院によつて軍隊の補償を受けたことが知られている²¹⁾。

兵士の数は目下の特殊な問題に關する限り重要ではないが、興味がある。キケローは書翰の中で、オクターウィウスは三千の兵士を

おこしたと述べている。「私は三千の古兵と共にローマに進むべきか、カプアにとどまるべきか、又やつて来たアントーニウスを除くべきかどうかを相談した²²⁾。」しかし他の多くの大家達はその数を約一万と示しているようである。勿論キケローは多くの場合遙かに信頼すべき典拠であるけれども、数字の問題に關してはシップレイの優れた作品「羅典写本誤謬資料」の中に指摘されている如く、すべての写本は全く信頼し得ない²³⁾。この事實に依り、引用文の大部分はこの場合時代的に先なるものを重視すべきであると信ずる。

数字が三千であるか一万であるかと云うことは大した相違でない。私が指摘したのはオクターウィウスの経歴が一私的市民として始まつたと云う重要な事實である。伯父の財産の売上高から彼が内乱に介入し得る兵士を雇つた。戦争に加わるや、彼は一種の例外的官職である前法務官としての一時的任命を確保することが出来た。彼にめぐんだ好運によつてアントーニウスと和解をとげることが出来、次の夏には第二回三頭政治の結成となつた。このようにしてオクターウィウスは伯父の死後わずかに一年、二十歳にしてローマ國家の指導者となつた。彼はそのとき迄は単なる一ローマ人であつたが、最初から長く時間のかかる「就任順序」を経ることなくかかる卓越せる政治的地位にのぼつて了つていた。彼は一私的市民として、カエサル の 遺産 相続 人 と し て の 芸 当 を や り お え た の で あ る 。

- ① Dio. xiv, 3; タレクナク Nic. xvii; Plut. Brutus xxii.
- ② Cicero ad Att. ep. xiv, 10. 又 Suet. Aug. viii. 及びタレクナク Nic. xviii, xliii.
- ③ Florus, ii, 15 (B. M.) とタレクナク Antonius を憤つたのは Octavius を自分より好むたつたかたゞであるに過ぎない。多くの遺産を友人に残すのがローマ紳士の慣習であり、その場合 Antonius が Brutus を自然書を加えられたるものと期待したであらう。更に若し Antonius がその目次に加わつたならば、遺言状を破らしてつた方が有利であつたであらう。その事柄のためには彼は争つた。
- ④ Plut. Ant. xv.
- ⑤ Plut. Cic. xliii.
- ⑥ App. iii, 2, 20; App. ii, 17, 125.
- ⑦ App. ii, 18, 135; 19, 136. Plut. Brut. xx.
- ⑧ Res Gestae xv; タレクナク Nic. xiii, xvii; Flor. ii 15; Plut. Caes. lxxviii; Brut. xx; Vell. Pat. ii, 59; Dio. xlv, 23, xlv, 35; App. iii 18, 135, 19, 136, ii, 20, 143; Livy, Per. cxvi; Suet. Jul. lxxxiii; Plut. Ant. xvi.
- ⑨ 若干の資料と現われた説明と二三の齟齬があるが、大した重要性はなす。Dio. xlv, 35 はその説明とタレクナク H. S. 又他の説明とを合一し H. S. が各市民に与えられたと称して Res Gestae はその額を三〇〇 H. S. としつゝ、故に Dio の言及は考慮せられておらずである。更に遺言状

カエサル の遺産相続人としてのオクタウィウス (プラーン)

- と関する最も古き二つの記事は Octavius が四分の三与せられたと述べておられる (タレクナク Nic. xvii xii; Suet. Julius lxxxiii) 及び Livy の梗概 Periochae に於て Octavius は Caesar の財産の半分の相続者と過なかつたとする意味の叙述がある。testamento Caesaris haec ex parte dimidia institutus est C. Octavianus. しかしこの梗概は比較的遅くかかれたものであり、出所は疑わしい。従つてこの場合少くともそれは考慮せられなければならない。
- ⑩ App. iii, 2, 20.
- ⑪ Dio, xlv 3 及び Appian, iii, 2, 12 は Octavius が Brundisium を命を受けたと述べておられる。Nicolanus xviii は Octavius がその年貢税を司り、Caesar に属する部分を取り、戦後ローマの国庫に添附したと述べておられる。しかし私はこの叙述を容許することは出来なす。何故なら Octavius はその年貢ローマにうつすなかつたし、彼は伯父の遺言状に關する彼の地位についての公式上の承認をなすなかつたからである。
- ⑫ Cicero, ad Att. xiv, 19, 3 とタレクナク Octavius は四月十八日 Naples にいた。
- ⑬ この金見出しは Appian iii, 2, 14, 19, 22 に長い説明がある。又 Appian iii, 3, 21 及び iii, 4, 28 参照。
- ⑭ Appian は Peditus 及び Penarius が Antonius から市民の現物を受取つたこと及びそれら Octavianus に返却したと述べておる。

る。又私が註⑩に述べたアジアの貢税の若干を彼は得ていたかも知れない。（資料は Dio xlv, 8 及び App. iii 2, 12.）其の他の方法ではそれ以上貨幣の受領はなかつた。

⑭ Octavius はそのときローマにおいて官職をもつていなかったことは記憶されねばならぬ。彼は尚二三の友人知人をもつた一生徒に過ぎなかつた。彼がローマで有名になつたのは伯父の財産の競売及びそれを人民に贈与したことからよるものである。この行為の重要性は今迄歴史家によつて充分強調されてこぬ。それは Octavius が今迄行つた最も重要な行為であり、一般に大した意義のない事柄として看過されてこぬ。

⑮ Cicero, Phil. 14, ; App. iii, 2, 17 及 Octavius 24 及 Caesar の財産の競売について言及して居る。Appian, iii, 8, 23 によると彼自身の家族の財産も含まれたと云つて居る。この報道がさかた早くローマに知れわたり、若く少年がその正直と律義な行動の時にどんなに賞讃されるだらうかと云ふことは容易に想像される。

⑯ Res Gestae iii, 15; Cicero ad Att. xv, 2; Dio xlv, 6; Appian, iii, 28.

⑰ 24 及 25 Nic. 31; Appian, iii, 6, 40.

⑱ Res Gestae i; Cicero, Phil. iii, 2; Dio. xlv, 12; xiv, 7; xiv, 13; 24 及 25 Nic. 31; Appian. iii, 6, 40, 8, 62.

⑳ Cicero, ad Att. xvi, 9.

㉑ Cicero, Phil. V, 2; ad Fam. xii, 25 a(4). Nicolaus 24 及 Octa-

vius が自衛の口実の下に生命と財産を保護せんがため兵士を徴募したと述べて居る。24 及 25 Nic. 31 を参照。Varro の非難は Cicero, ad att. XVII, 9 に述べられて居る。上述を参照せよ。

⑳ Cicero Phil. viii, 2, Appian, iii, 7, 47. 又 Cicero, Phil. V, 19 を見よ。

㉑ Cicero, ad Att. xiv, 8.

㉒ 24 及 25 Nic. 36; Appian, iii 6, 40; iii, 6, 42.

㉓ Frederic Shipley, Sources of Corruption in Latin Manuscripts. [附記] 本稿は《Octavius as a Beneficiary of Caesar's Will》なる表題下に行われた第20回西洋史読書会大会の同氏講演要旨を翻訳したものである。

を翻訳したものである。

(訳者 浅香 正)

御記ひ

本誌前号（第三六卷第一号）会費消息欄において、定患苗氏逝去と報告致しましたが、之は事務手違ひによる誤報であり、同氏が健在であります。此処に謹んで訂正且つ御詫ひ致します。